

夜間保育の歴史的変遷と夜間保育を取りまく環境の考察

—夜間保育をめぐる文献研究から—

大江 まゆ子 (芦屋学園短期大学 幼児教育学科, ohe@ashiya-c.ac.jp)

The historical transition of night childcare and the environment surrounding night childcare:

Through literature review of night childcare

Mayuko Ohe (Department of Infant Education, Ashiya College, Japan)

Abstract

The purpose of this study is to analyze the historical transition of night childcare in Japan based on the literature review, and considering the environment, children, parents, and childcare workers, who need this type of childcare through the evaluation of previous research issues. The aim was to raise one main problem regarding the discussion of childcare environment. Articles collected by this study can be found in the CiNii and the report published by the National Night Childcare Federation. The studies were analyzed depending on their topic and keywords. Results indicated the presence of multi-domain tasks in night childcare from the perspective of the social environment. Many individuals had diverse thoughts and conflicts regarding night childcare based on their individual perspectives. These findings also indicate that there is insufficient support for families requiring night childcare. However, the accumulation of multi-domain tasks within the environment surrounding night childcare may be improved by investing resources to solve these issues. Because the night nursery is not a living facility but a day-care facility, it is a place where nursery teachers can build relationships with parents every day. Leveraging this opportunity, it is possible to build a trusting relationship between parents and nursery teachers which provides information on social resources that support parents' growth as needed. Therefore, human resources and space should be allocated to night nursery schools to provide parents with sufficient psychological support in comparison to day-time nurseries. To realize a sustainable society, the whole society must recognize and develop the possibility of a night care facility that can provide parental daily life support that will protect the best interests of children.

Key words

night childcare, literature review, childcare environment, family support, historical transition of night childcare in Japan

1. 問題と目的

保育のあり方について議論されはじめたのは最近のことではない。保育を必要とする子どもや就労している保護者の問題、保育をする保育者側の問題、これらが相互に影響し合いながら、子どもの最善の利益を保障する場を生み出そうとしているのが保育を取りまく環境といえる。このような保育環境の中でも、見えない就労環境を反映した形で存在している夜間保育の存在は、潜在的な大きな問題であると考えられる。

人間を取りまく環境は、そこにいる人と人、人と社会、人と政策など、力動的に捉えなければならない問題である。広い意味での保育については、これらの視点からの論点整理がなされてきたが、夜間保育とそれを取り巻く環境についての論点整理はこれまで行われてきていない。そこで、これまで存在している夜間保育に関する諸研究を俯瞰し、夜間保育の歴史的変遷を概観するとともに夜間保育を必要とする子ども、保護者、夜間保育を実施している保育者の置かれている状況を整理し、保育環境の議論に一つの問題提起を行いたい。

2. 夜間保育ニーズと夜間保育施設の現状

就業構造や家族形態の変化により家庭や地域の養育力は弱体化し、また通勤圏の拡大や労働の長時間化などにより保育ニーズは高まる一方である。保育をめぐる今日の課題は量的不足の問題に留まらず、保育の必要にどこまでどのように応じていくのかという問題を伴う。現在では一般的である乳児保育もかつての保育ニーズの高まりから整備されてきた保育施策の一つである。産業構造の変化による核家族化の進行、共働き家庭の増加などにより、延長保育や地域の子育て支援センター事業、一時保育、休日保育、病児・病後児保育といった様々な保育施策が整備されてきた。そして、夜間保育も社会構造の変化に伴い、新たに誕生した保育のあり方の一つである。

しかし、国の保育施策として夜間保育が開始された最大の契機は、保育ニーズの高まりというよりは1980年代に社会問題化したベビーホテル問題への対応という側面が大きい。我が国における夜間保育は、劣悪な環境で乳幼児が死亡する事件が多発したベビーホテル問題の反省に立ち、1981年に初めて保育施策として整備するに至った経緯がある。現在、保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて夜間保育を実施する主な保育施設は、夜間保育所⁽¹⁾、夜間保育を実施する認定こども園、および認可外保育施設のベビーホテル⁽²⁾などがある。厚生労働省(2018)によると2018年4月時点で夜間保育所は全国に81カ所であるのに対し、厚生労働省(2019)

の認可外保育施設の現況取りまとめではベビーホテルは2018年3月末時点で1,473カ所と桁違いの施設数である。

図1は近年のベビーホテル数の推移を示したものであり、図2は同じく近年のベビーホテルにおける保育時間帯別入所児童数の推移を示したものである。2015年度より施行された子ども・子育て支援新制度以降、ベビーホテルは減少しているが、その一方、2016年度にベビーホテルで24時間保育を受ける児童数は10年前に比べ約6倍に増えている。しかし、翌2017年度には24時間保育を受ける児童が42名に激減している。24時間保育を受ける児童の減少自体は望ましいものと考えられるが、ひとり親世帯の貧困が進行する中、保育料が必要となるベビーホテルでの保育を子どもに受けさせることすら怠っている可能性も完全に否定することはできない。

ベビーホテルで主に夜間（20時以降、深夜・宿泊を含む）の保育利用児童数は2007年から2017年の年間平均は4,387人であり、24時間保育を利用する児童数は年間平均302人と夜間保育ニーズは一定数、確実に存在している。しかし、夜間保育所はなかなか増えず、現在においても夜間保育の多くをベビーホテルが担っている実情がある。

夜間保育は夜間就労する保護者と子どもに家庭生活を保障する重要な役割を担う。また、昼間保育に比べて社会的養護の色合いが濃く、子どもや保護者に対してより個別的な対応が求められる。そのため、夜間保育所設置経営主体には「夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること」が求められている。（厚生省、2000）一方、ベビーホテルを含む認可外保育施設に対する指導監督の実施については「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」が定められ、年1回以上、立入調査を行うことが原則となっている。また、やむを得ず対象施設を絞り指導監督を行う場合にもベビーホテルについては年1回以上、立入調査を行うことになっている。しかし、「平成29年度認可外保育施設の現況と

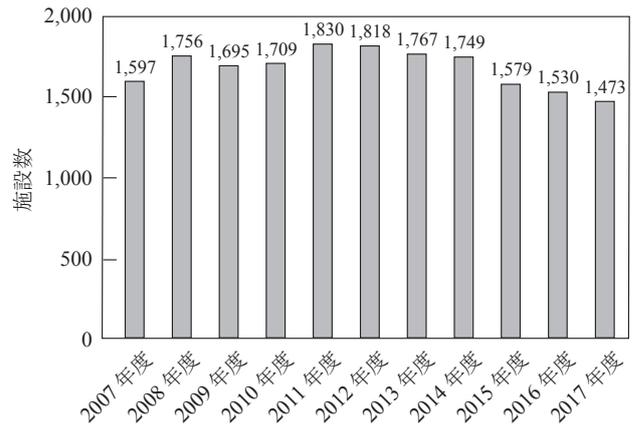


図1：ベビーホテル数推移（2007～2017年度）

りまとめ」によると届出対象施設であるベビーホテルへの立入調査実施状況は71%（1,347カ所中、954カ所で実施）であり、その内58%が不適合（954カ所中、不適合553カ所）と半数以上が認可保育施設を下回る設置基準をも満たさず運営されている現状にある。（厚生労働省、2019）子どもと保護者へのより細やかな配慮が必要とされる夜間の保育が実情としては保育の質が確保されているとは言い難い状況下で日常的に行われていることは看過できない事実である。この状況は、夜間保育が保育施策として誕生する以前の状況から未だ脱却できていないことを意味する。

全国夜間保育園連盟がこれまで実施してきた実態調査や天久（2014）は、夜間保育所に通う子どもの家庭背景にひとり親家庭、低所得層、長時間保育の傾向が高いことを指摘しており、そのことを考慮すると、夜間保育を必要とする親子に日々接することができ、子どもの保育と保護者への支援を行える立場にいる夜間保育従事者には高い専門性が求められると思われる。2010年に示された「子ども子育てビジョン」では2014年度に夜間保育所数280カ所を数値目標に掲げている。（内閣府、2010）し

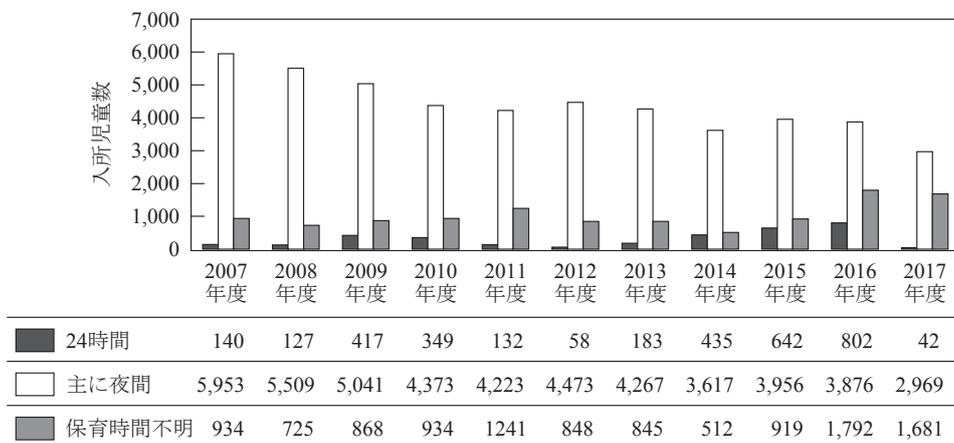


図2：ベビーホテル時間帯別児童推移（2007～2017年度）

かし、現在も夜間保育所は 81 カ所と認可保育所の 1%にも満たず⁽³⁾、ベビーホテル数の 1 割にも達しない。

夜間保育がモデル事業から脱却して約 25 年となるが、夜間保育所は十分に整備されているとは言い難く、保育士資格を持たずとも保育に従事できるベビーホテルが夜間保育ニーズの多くを担っている。ニーズと制度があるにもかかわらず夜間保育所の量的整備が進まず、現在においても認可外保育施設が夜間保育ニーズの多くを担っているのが日本の夜間保育の現状である。

3. 研究方法

3.1 文献収集方法・対象

CiNii を用いて「夜間保育」をキーワードとして検索し、抽出された文献を分析対象とした（検索開始日 2018.6.5、最終検索日 2019.5.17）。また、全国夜間保育園連盟（以下、連盟）による刊行物（連盟発足前身の全国夜間保育連絡協議会を誕生させる契機となった 1983 年の調査報告書を含む）や関連文献も調査対象とした。後者の収集は櫻井慶一編（2014）『夜間保育と子どもたち 30 年のあゆみ』の資料 5 に基づき、連盟事務局や連盟顧問である櫻井慶一氏に問い合わせを行い、入手可能な文献を調査対象と

した。

3.2 分析方法

CiNii により抽出された文献分析では、各文献が扱っているテーマをキーワードとして KJ 法にて分類し、夜間保育をめぐる文献の構造化を試みた。また、連盟による刊行物の分析では各文献に示された課題を抽出し、KJ 法にて分類を行い、夜間保育における課題内容の整理を行った。

CiNii により抽出された文献と連盟による刊行および関連文献の検討を実施することにより、夜間保育がどのような観点から検討されてきたかを総合的に概観することに努めることとした。

4. 結果

4.1 CiNii 「夜間保育」検索文献分析

「夜間保育」で抽出された文献は 132 件であり、対象となる文献は 124 件（対象外 8 件：重複、夜間保育所を除く調査等）であった。対象文献を文献形式（論文、学会発表要旨・報告集、雑誌）とカテゴリー別および年代別に分類したものが表 1 である。また、図 3 は年代ごとの

表 1 : CiNii 「夜間保育」文献の分類

大分類	小分類	件数	論文	学会発表 要旨集・ 報告集		1960 年代	1970 年代	1980 年代	1990 年代	2000 年代	2010 年代
				雑誌							
背景 背景要因	歴史	3			3		1		1	1	
	ベビーホテル問題関連	3	3					2	1		
	海外	10		9	1					10	
理念	夜間保育所の意義	18		1	17	2	1		4	6	5
	夜間、長時間保育の影響	4	3		1					4	
養成		2	1	1				2			
社会的環境	地域状況	9	2	3	4				3	3	3
	夜間保育ニーズ	3	2	1				2		1	
経営	運営	4	1	2	1			1	1	1	1
課題		6	3	1	2				2	4	
保育士要因	労働負担	4	2		2				2	1	1
	実践工夫	9			9				2	4	3
	他の保育形態との連携	3		2	1				1	1	1
育児支援		9	2	6	1			7	2		
保育現場	家庭環境	3		3				1		2	
	女性の労働	3			3				1	1	1
	貧困	2	1		1		1				1
	専門職者対応保育	5	1	2	2				1	2	2
健康管理		5	3	2				3	2		
保育施設要因	生活空間	7	1	6						7	
	遊び空間	4	1	3						4	
	施設設計	5	1	4						5	
	保育室	3	1	2						3	
	合計	124	28	48	48	2	3	8	29	64	18

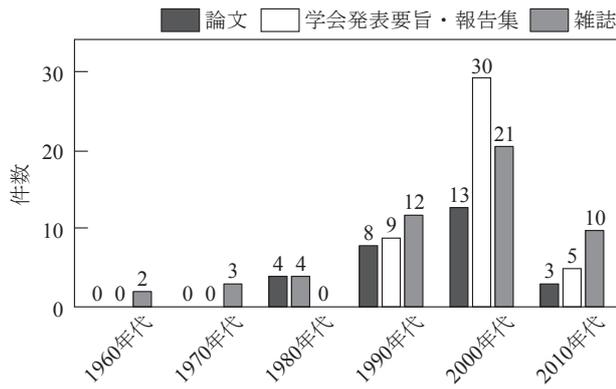


図3：「夜間保育」文献年代別内訳推移

文献形式別推移を示したものであり、図4は文献の構造化を試みたものである。

4.2 全国夜間保育園連盟による文献分析

連盟による刊行物の内、入手できた文献は20件であり、表2に示した通りである。

20文献の内、連盟が継続的に実施している実態調査報告書を中心に、全国社会福祉協議会および全国保育協会と連盟が一体となり調査研究を実施した文献を加えた13文献を分析対象とし、記念誌や資料、独自事業等についての文献は夜間保育の全体像を捉えるための参考文献とした。各文献に示された課題をカテゴリーごとに分類し、整理したものが表3であり、課題内容をカテゴリーごとに整理したものが表4である。

5. 考察

5.1 夜間保育をめぐる文献の変遷

5.1.1 1960～1970年代：モデル事業開始以前

5件の文献の内、2件は東京都新宿区、中野区の夜間保育の実情取材であり、3件は夜間保育園園長によるものである。後者の内、2件は京都のだん王保育園初代園長の信ヶ原良文氏⁽⁴⁾が「月間福祉」に記したものである。だん王保育園は1955年に京都市が夜間保育を特別保育事業として取り上げ委託したわが国初の公認夜間保育園である。この時期の文献は夜間保育がモデル事業として開始される以前から地域住民の夜間保育要求に応える形で行われていた夜間保育の実情を社会に知らせることを目的に著されたと考えられる。そのため、1960年代から70年代は夜間保育の実情発信期と位置づけられる。

5.1.2 1980～1990年代：モデル事業開始から一般事業へ

1980年代は「ベビーホテル問題関連」1論文を除く他7件(表1)は連盟顧問である山縣文治氏が連盟調査を詳細にまとめたものである。高度経済成長を背景に働く女性の増加や急速に変化する労働の仕方に見合う産休あけ保育や長時間保育等、多様化する保育要求に対する公的保育制度の不足がベビーホテル問題を生み出した。そのため80年代は夜間保育事業をベビーホテル対策との関連で検証し、開始されたばかりの夜間保育所の実態を運営、利用状況、勤務する保母(当時)の実情等の諸側面から調査し、明らかにすることが目的であったと考えられる。

1990年代は夜間保育実践者が「月間福祉」、「季刊保育問題研究」等の雑誌で発信し始めた時期である。1995年

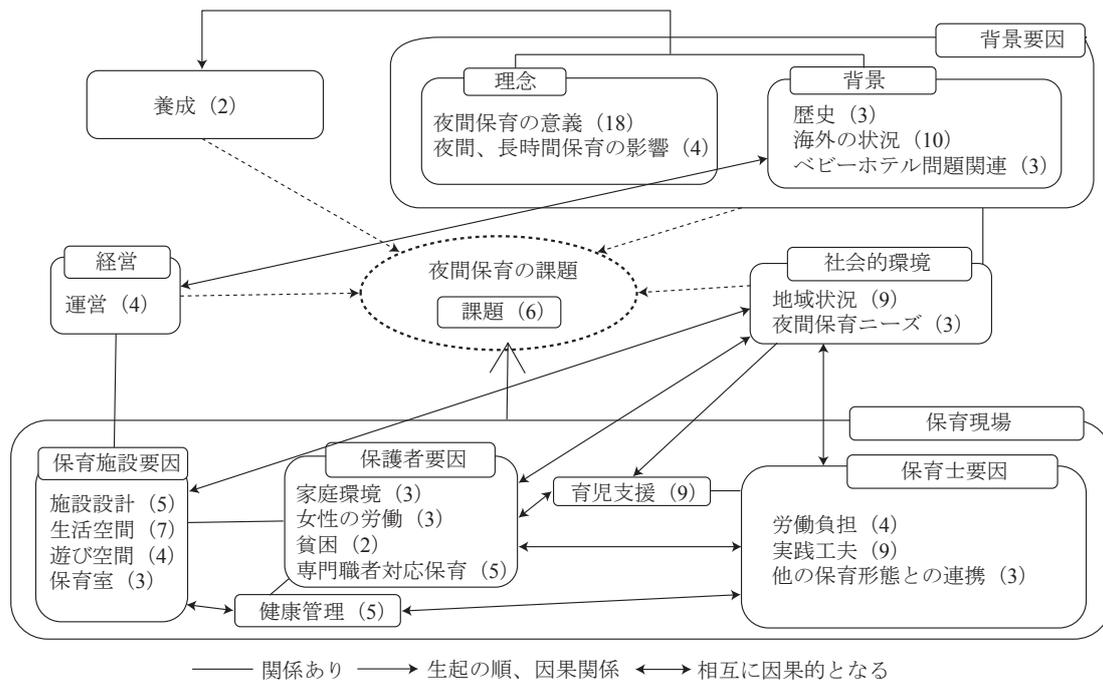


図4：夜間保育をめぐる文献の探索的構造化

注：括弧内は件数を示す。

表 2：全国夜間保育園連盟による刊行物

年	月	実施調査
1983 (S58)	6	「全国夜間保育所実態調査報告書」発行 (*)
1984 (S59)	7	「夜間保育所に入所している子供の家庭及びその生活調査」発刊 (*)
1985 (S60)	2	「夜間保育所基礎調査」
1987 (S62)	7	「児童福祉施設に働く保母の就労と生活—夜間保育所・昼間保育所・養護施設・乳児院の比較—」発行 (*)
1988 (S63)	3	「全国夜間保育所実態調査報告」(第2回) 発刊—深夜保育と子どもたち— (*)
1989 (H1)	10	「今後の保育対策を探る夜間保育所の調査研究報告」発行 (*)
1997 (H9)	3	全国夜間保育園実態調査 (第3回) 「多様化する夜間保育園」発行 (*)
1998 (H10)	9	全国夜間保育園実態調査 (第4回) 「求められる夜間保育園をめざして」発行 (*)
2000 (H12)	1	「夜間保育所の子どもへの影響及び今後の課題に関する報告書」(*)・「資料編」発行 (*)
	3	「保育所における緊急宿泊保育研究事業」発行 (*)
2001 (H13)	3	「長時間保育の児童処遇上の諸課題に関する研究—子育てサポートとしての長時間保育の意義—」刊行 (*)
	6	「夜間保育園の保育環境の整備に向けて」発行
2002 (H14)	2	「夜間保育制度発足 20 周年記念誌・神話崩壊」発行 (*)
2003 (H15)	3	「夜間保育サービス指針開発事業」刊行 (*)
2004 (H16)	3	「良質な夜間保育サービスの拡充に向けて マニュアル編」刊行 (*)
	7	「保育士パワーアップ研修会総集編資料」刊行
2010 (H22)	1	「全国夜間保育園利用者調査」刊行 (*)
	3	「夜間保育園連盟緊急アンケート回答」刊行 (*)
	8	「平成 22 年度 全国夜間保育園利用者調査—現状と課題—」発行 (*)
	10	「平成 22 年度 全国夜間保育園利用者調査—現状と課題—改訂版」発行 (*)
2019 (R1)	6	「全国夜間保育園 利用児(者)実態調査—子ども・子育て支援新制度下での夜間保育園—【暫定版】」刊行 (*)
	9	「全国夜間保育園 利用児(者)実態調査—子ども・子育て支援新制度下での夜間保育園—【完成版】」刊行 (*)

出典：櫻井編 (2014) 資料 5、全国夜間保育園連盟実態調査報告書をもとに作成。

注：(*) は入手文献を意味する。

に夜間保育所が保育所の一類型として正式に位置づけられたことを機に発信が活発化している (表 1)。研究文献はモデル事業期の 90 年代前半は連盟関係が占め、後半は 97 年の連盟関係以外に「健康管理」「育児支援」を始め、多領域の研究が確認できる。90 年代後半の研究増加は 97 年の児童福祉法大幅改正で保育所措置制度廃止に伴う利用者選択による契約制度の導入、母子世帯及び地域の相談支援体制の拡充が示されたことが要因と考えられる。連盟の実態調査は 80 年代に 6 回、90 年代に 2 回実施されており、1980 年代から 90 年代は夜間保育制度検証、実態調査期と捉えられる。

5.1.3 2000 年代：夜間保育所 24 時間運営が可能に

2000 年代は文献が件数、領域とも最多となった (表 1、図 1)。研究増の要因には 1999 年の労働基準法改正に伴う女子保護規定の撤廃で女性労働に時間外労働の制限や休日・夜間労働の禁止がなくなったことを始め、待機児童問題を背景に規制緩和による 2000 年の保育所設置主体制限撤廃や夜間保育所の 24 時間運営が可能になったこと等が考えられ、夜間保育ニーズの拡大予想に伴い夜間保育の子どもへの影響や施設環境の研究が本格化したと思われる。

また、1998 年の保育所保育指針第 2 次改訂において「乳

幼児の最善の利益」の考慮が明記されたこともあり、かねてから議論が待たれていた子どもにとっての夜間保育の影響や施設環境の検証等、夜間保育の質に着目した研究が実施されたと捉えられる。「夜間、長時間保育の影響」「海外」「生活空間」「遊び空間」「施設設計」「保育室」は 2000 年代のみのカテゴリーであり (表 1、図 1)、保育施設要因を構成する 19 件の文献は北浦かほる氏らによる科研の一連研究の成果で 2000 年代の研究文献の約 7 割を占める。また、「夜間、長時間保育の影響」は連盟顧問である安梅勅江氏を中心とする研究者らと連盟が実施した研究をまとめたものである。この夜間保育の子どもへの影響を明らかにする一連の研究は、1998 年に当時の連盟会長である金戸述氏により「夜間保育という環境が子どもにどのような影響を与えているのか」を根拠に基づき明らかにしてほしいとの依頼により実施されたものである。(櫻井編, 2014) 2000 年代は夜間保育の子どもへの影響調査・検証期と位置付けられる。

5.1.4 2010 年代：総合的な子育て家庭支援役割へ

2010 年代は文献数減少の中、70 年代以来「貧困」カテゴリーの文献が著された (表 1)。小西 (2018) が指摘するように 2012 年に子どもの貧困率が 16.3% と過去最悪となり、OECD 加盟国平均 13.3% を上回る等、格差社会

表3：連盟刊行物にみる夜間保育の課題概況

発行年月日	刊行物	課題	社会的理解	理念	運営	保育時間	労働環境	養成・研修	保育内容	地域ニーズ	家庭支援
1983 (S58). 6	「全国夜間保育所実態調査報告書」				● 4	● 1			● 1		
1984 (S59). 7	「夜間保育所に入所している子どもの家庭およびその生活調査」								● 1		
1987 (S62). 7	「児童福祉施設に働く保育士の就業生活 夜間保育所・昼間保育所・養護施設・乳児院の比較」		● 1				● 1	● 2	● 1		
1988 (S63). 3	「第2回 全国夜間保育所実態調査—深夜保育と子どもたち—」			● 2	● 2	● 2	● 1				● 1
1989 (H1). 11	「今後の保育対策をさぐる—夜間保育所の調査研究から—」		● 2		● 1	● 2	● 5	● 1	● 6		● 5
1997 (H9). 3	「多様化する夜間保育園 第3回 全国夜間保育所実態調査」			● 1	● 1		● 1			● 1	● 1
1998 (H10). 9	「求められる夜間保育園を指して—夜間保育園利用者の声— 第4回 全国夜間保育所実態調査」			● 1	● 1				● 1	● 1	● 1
2000 (H12). 1	「夜間保育の子どもへの影響及び今後の課題に関する報告書」・「資料編」			● 1					● 2	● 2	● 1
2000 (H12). 3	「保育所における緊急宿泊保育所研究事業—平成11年度報告書—」				● 1				● 1	● 1	● 1
2001 (H13). 3	「長時間保育の児童処遇上の諸課題に関する研究—子育てサポートとしての長時間保育の意義—」		● 1					● 1			● 1
2010 (H22). 1	「全国夜間保育園利用者調査」				● 1				● 1		● 3
2010 (H22). 8	「平成22年度 全国夜間保育園利用者調査—現状と課題—」			● 2	● 1				● 1		● 2
2019 (R1). 9	「全国夜間保育園 利用児(者)実態調査—子ども・子育て支援新制度下の夜間保育園—【完成版】」				● 2				● 2		● 5

注：数字は浮上した課題の数を示す。

表 4：連盟刊行物に示された課題内容

項目	課題内容	刊行物・年月	項目	課題内容	刊行物・年月
保育時間	14～22時の枠を超えた保育実施	1983	養成・研修	昼間保育所保母中心の養成プログラムからの脱却と実習の活用	1987
	緊急一時的代替的保護措置としての深夜保育の推進	1988		経験交流および情報交換の場としての研修	1987
	夜間保育行政の地域格差縮小のための取組	1988		保育者の養成	1989
	保育終了時刻	1989		良質な子育てをサポートを提供するための専門職の専門性の向上	2001
	勤務時間と夜間保育時間とのズレがあり親と子の休日の調整にも苦労がある。	1989		夜間保育所保育の理解を社会的に高める。	1987
	所長設置は小規模保育所枠適用により保母資格が要求され男性排除傾向	1983		夜間保育所理念の確立と存在意義の社会的な明確化	1989
	22時をまわるため保母の深夜送迎など施設側がかなり配慮している。	1983		夜間保育という名称	1989
	延長料金は課さず園の持ち出し傾向	1983		社会で子育てを支えるという意識の向上	2001
	対象児年齢の不安定性が職員数に影響し運営が非常に不安定	1983		夜間保育の制度的位置づけ	1988
	夜間保育所独自の保育単価の設定	1988		保育所保育指針における夜間保育の位置づけの明確化	1988
運営	保母の資質向上のための措置推進	1988	社会的理解	児童育成計画と夜間保育	1997
	独自の保育単価の設定	1989		夜間保育制度の固有性の確認	1998
	保育単価制度に関する課題	1997		子どもの育ちを支援する社会システムの構築	2000.1
	小規模施設の不安定性への対応	1998		ソーシャルワークの機能強化の体制づくり	2010.8
	体制整備：保育士配置体制整備、医療機関との連携、乳児院や他の実施園との情報交換	2000.3		学童保育、一時保育などの事業が現在は自主事業として実施されている所も多く、制度改善が急務	2010.8
	限定された利用者で小規模施設が多いため、経営基盤が脆弱。存立には特別な制度設計、公費補助が必要	2010.1		家庭基盤の強化に対する側面的援助の推進	1988
	限定的な利用者で小規模施設が多いため、経営基盤が脆弱。単独存立には特別な公的支援が必要	2010.8		家庭への対応	1989
	夜間保育園の大部分は、利用者が限定されていることから小規模施設が多く、しかも定員割れの所も多くその経営基盤は一般に脆弱である。存立のためには今後も昼間保育園とは別の特別な公的支援が必要	2019		保護者の相談に乗れるシステム	1989
	子ども・子育て支援新制度に関連しては、57.6%の保育園で変化があったとされているが、必ずしも肯定的評価ばかりではなく、事務量の負担が増大したことなどの「運営上の困難感の増大」等の課題も指摘されている。国レベルでの改善課題である。	2019		家庭と保育園との関係	1989
	子ども・子育て支援新制度に関連しては、57.6%の保育園で変化があったとされているが、必ずしも肯定的評価ばかりではなく、事務量の負担が増大したことなどの「運営上の困難感の増大」等の課題も指摘されている。国レベルでの改善課題である。	2019		親子のコミュニケーション不足を保母を介して補うこともあり、子どもの養育は保母との共同作業のため、親・保母の双方によりコミュニケーションを図る余裕が必要	1989
保育内容	保育方法の未成熟（夜間の保育方法は開発されておらず模索状態）	1983	家庭支援	母親の全体的傾向として身体不調は突出していないがイライラの状態は比較的高い傾向	1989
	多様化する利用者層（従来からの貧困層と労働時間の多様化により余儀なくされた層の2グループが混在）に応じた保育の提供（午前からの保育および日祝の保育希望など）	1984		利用者の生活状況に配慮したサービスに関する課題	1997
	保育活動の科学化による夜間保育所保育指針の策定	1987		家庭支援	1998
	保育内容・方法	1989		保護者に対する精神的なサポートの実施	2000.1
	保育者と子どもの比率	1989		保護者サポート：保護者の育児への意識向上	2000.3
	昼間保育群と比較し、夜間保育群に退行的で情緒的な行動が多い傾向。家庭での状態が保育室でも継続していると考えられるが各年齢に応じた社会的場、集団生活の緊張などを適度に体験できる配慮が必要	1989		家庭の育児機能の補完および保護者の意識の向上に対するサービスの充実	2001
	退行的で情緒的な行動はストレスの表現としても考えられるため保育士による個々の状況を捉えた援助が必要	1989		深夜を含む長時間保育および母子家庭傾向が強いため、母子福祉あるいは母子保健的な視点からの総合的な子育て支援、生活支援の視点が必要	2010.1
	・長時間・夜間保育と子どもの発達をテーマとする研究の少なさ	1989		利用者の家庭状況のばらつきが大きい。	2010.1
	感覚刺激の豊富な保育環境：自発的活動と養育者の共感的フィードバックができる人的・物的環境整備	1989		ソーシャルワークの機能の強化が必要	2010.1
	長時間保育を受ける子どもへの対応	1998		深夜を含む長時間保育傾向、母子家庭傾向が強いため、母子福祉あるいは母子保健的な視点からの総合的な子育て支援、生活支援の視点が必要	2010.8
労働環境	夜間における保育環境の充実	2000.1	地域ニーズ	利用者の家庭状況のばらつきが大きい。	2010.8
	保育の質のさらなる向上	2000.1		夜間保育園を利用している家庭に限定しては、ひとり親家庭の割合は(28.3%)と極めて高く、地域福祉、母子福祉、母子保健あるいは精神保健福祉的な視点からの子育て支援、就労支援、家族支援等が求められる。	2019
	子どもへの配慮：保育環境整備	2000.3		夜間保育園の利用実施は、昼間保育所の代用型の利用も多いが、その場合でも比較的長時間の保育を受けている者の割合が高い。またさらに、夜間10時以降、深夜あるいは宿泊にまでおおよそ利用者の割合も約25%と高く、とりわけひとり親家庭では約4割がそうである。ここでも夜間保育園には相談・助言機能の強化や家庭支援機能の強化が強く求められている。	2019
	利用児特徴として0歳児入園で卒園までの長期間利用割合が比較的高く、長期的保育カリキュラムの策定が必要	2010.1		夜間保育園の利用者の職業は職種のばらつきが大きい。母親の職業では雇用・収入が比較的不安定と思われるサービス飲食業などの従事者などが多い。所得的にもばらつきはあるが、全体の32.8%はB階層以下である。とりわけひとり親家庭に関しては、保育料の階層はB階層以下が66.3%を占めている。A階層(生活保護世帯)も母子家庭では13.2%もあり、逆にD階層(所得割課税世帯)は13.7%と低所得者階層に集中している。貧困対策も視野に入れた行政との連携による働きかけが求められている。	2019
	利用児特徴として0歳児入園で卒園までの長期間利用割合が比較的高いため、長期的保育カリキュラムの策定が必要	2010.8		夜間保育園のなかには、障害や特別な配慮を要する児童を多く抱えるだけでなく、さらにその保護者のなかには精神的に不安定な者、育児能力不安(不足)の者なども多く、虐待(おそれ)の疑われる家庭など「社会的養護」の前段階と考えられ、緊急に支援を要する家庭もある。また、いわゆる「気になる子」「心配な親」の在籍比率も一般の昼間園などに比べかなり高く、夜間保育園と他機関との連携が必要になる「ソーシャルワーク」機能のさらなる強化が望まれ、それを支える人材の配置が緊急に求められている。	2019
	夜間保育園の利用児童の特徴は、0歳児または1～2歳児から入園し、卒園するまでの長期間の利用者割合が9割近いなどの特徴がある。また、各年齢別の利用児童数もほとんど変化しないので、そうした長期間、長時間の利用児特性に対応した家庭的・個別的な適切な保育カリキュラムの策定が求められている。	2019		夜間保育園を利用する親子の姿を見ての気になる点や心配な点については、(就学を見据えた)生活リズムの乱れへの危機、親の養育能力の乏しさ、親の子どもへの関わり、親子関係の希薄さなどが大きな課題と感じられた。これらは必ずしも夜間保育園だけの問題ではないが、保育の展開のために保育園関係者が保護者などどのような日常的な信頼関係を構築していくか、具体的支援のあり方があらためて問われている。	2019
	保育の計画作成や実施上の留意点では、【保育の基本事項への立脚】があらためて意識され、子どもの学びにつながる環境づくりや保育の基本事項の徹底、子どもの生活リズムへの配慮などが意識されるようになったことがうかがわれた。新制度を契機に、「質の向上」が大きな課題であることがかなり意識化されている。	2019		地域の実状を踏まえた保育サービスに関する課題	1997
	保母の生活改善対策の検討	1987		多様な保育サービスの実施	1998
	職員の労働環境保護のための措置推進	1988		多様なニーズへの体制整備	2000.1
	保母の労働	1989		地域における育児支援システムの整備	2000.1
昼間保育保母と比較して深夜保育保母(午後から深夜までの勤務)では身体的負担、慢性的疲労感が高く、サーカディアンリズムとのズレなど勤務編成の点検を要する。精神的負担も全体傾向よりも高く出ている。	1989	社会における育児支援：財政面でのサポート強化、対象児および利用の拡大	2000.8		
勤務時間の長さ、休憩時間の挿入の仕方、勤務交代方式の是非、保母の適正人員数などの点検や生理的リズムに反しての夜間勤務負担や保育所の環境整備も十分考慮されるべき。	1989				
保育者の勤務の安定化	1989				
多様な保育士(性別、年齢)環境のための待遇や資格などの改善・検討	1989				
保育従事者の就労環境に配慮した保育所制度に関する課題	1997				

の深刻化がその背景に考えられる。子どもの貧困にはひとり親家庭の問題があり、2008年に連盟が発表した「大阪宣言」では親支援に専従できる主任級保育士や保育ソーシャルワークの必要性が記され、社会的養護前段階の親子への支援を一体的に行うため夜間保育所に児童家庭支援センターを付置する必要を示している。(櫻井編, 2014: 資料3)

2015年度には子ども・子育て支援新制度により多様な保育形態や、地域子ども・子育て支援事業として乳幼児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等、地域で子どもを守るネットワーク形成を射程とした事業が生まれた。夜間保育は家庭だけで子育てが支えられない切実な保育ニーズを持つ親子を対象とした保育の最前線である。児童福祉施設である保育所として、地域で親子の家庭生活を守るために総合的な子育て家庭支援役割機能を担う必要性への自覚と矜持が記された「大阪宣言」以降、2010年代はこれまで連盟が発信してきた宣言⁽⁵⁾をもとに夜間保育所の社会的役割を積極的に明確化し始めたと考えられる。そのため、2010年代は夜間保育所役割の明確化期と捉えられる。

5.2 全国夜間保育園連盟による調査刊行物、関連文献にみる夜間保育の現状

5.2.1 全国夜間保育園連盟とは

全国夜間保育園連盟は全国の夜間保育所の多くが加盟する団体であり、「夜間保育という指針のまったくない保育活動の質的向上と、施策的充実、さらには会員相互の親睦と情報交換等を目的として結成された、全国の認可夜間保育所の自主的組織」である。(山縣, 1988)

連盟の創設は1983年5月12日にだん王保育園で開催された第1回全国夜間保育所研修会で国の施策改善を求める声が高まる中、設立が提案されたことに始まる。前身は夜間保育所8ヵ園が1982年にだん王保育園で発足させた全国夜間保育連絡協議会である⁽⁶⁾。連盟規約の第2条の目的には「児童福祉法に基づく認可夜間保育園が、提携し協力して、夜間保育の充実をはかり、もって児童福祉の発展に寄与することを目的とする」と定められ、第3条の事業には「1. 夜間保育に関する調査研究、2. 保育関係団体との協力連携と対外活動、3. 保育に関する研修と交流、4. その他夜間保育園の充実発展のために必要な事業」と定められている。(全国夜間保育園連盟, 1984)

5.2.2 連盟による刊行物の概要

表2に示した1983年の「全国夜間保育所実態調査報告書」はわが国初の夜間保育所実態調査報告書である。この調査に携わり、連盟創設以来、顧問を務める山縣(1987)が「昭和58年結成以来、夜間保育という児童問題の中でも量的には極めてマイナーな領域において、科学的データの蓄積とそれに基づいた夜間保育の意義を模索してきた」と述べる通り、連盟は常に夜間保育のあるべき姿を自問し、調査を重ねてきた。

モデル事業として夜間保育を開始した当初の1980年代はほぼ毎年、実態調査を実施し報告書を刊行している(表2、3)。1990年代は1995年に夜間保育所制度が正式に位置づけられた状況下で約10年ぶりに施設運営、職員状況、利用者の生活や就労状況といった3つの観点から大規模調査を行い、夜間保育所の今後のあり方を検討している。2000年代は連盟事業として1998年から開始された「夜間保育所の子どもへの影響及び今後の課題に関する研究調査」に関する報告書が刊行された。

枝本(2014)はこの研究調査に着手した1998年頃を境に連盟の活動を「前期」、「後期」に区分している。「前期」は繰り返し実施された実態調査が特徴的で夜間保育制度の改善を求めた時期であり、その結果、朝方や22時以降の延長保育が公的補助の対象となり、定員30名の枠が外される等、運営の安定化が図られることとなった。98年以降の「後期」は初期に比べて運営が安定するに伴い、夜間保育所としての保育内容や社会的役割が議論の焦点となり、「夜間保育は子どもに悪影響」との言論について実証的に明らかにすることを目的とした調査研究を開始した時期である。1998年に開始された研究調査はその後も追跡研究として継続されている。

2000年代の刊行物には1998年に開始された調査研究の報告書があり、子どもの発達には「保育の形態や時間帯」ではなく、「家庭における育児環境」および「保護者の育児への自信やサポートの有無」等の要因が強く関連していたことが示された。(安梅・呉, 2000) この調査は「夜間保育が子どもに悪影響を及ぼす」との世論を覆す「神話崩壊」として画期的な調査研究であった。この研究報告書を含め2000年代は前半に集中的に刊行物が発刊されている。

また、1997年の児童福祉法改正で保育所における家庭支援の法的位置づけが明確化し、2000年代に入り保育所や保育士の家庭支援役割が義務化されることとなった(橋本, 2016) ことなどを背景に、夜間保育の質的向上に取り組む事業が活発化し、刊行物として著されている(表2)。その後、2010年代に入り「子ども・子育て新システム」基本制度案要綱が発表される中、保育制度の見直しや幼保一体化の流れの中で今後の夜間保育を展望するための利用者調査が実施されている。

5.2.3 課題の推移からみた夜間保育所の現状

課題内容から生成されたカテゴリーの内、「保育時間」は1980年代のみに確認される(表3)。夜間保育制度開始当初は保育時間が14時から22時と夜間保育ニーズをもつ保護者の勤務実態とはかけ離れた時間設定であり、早急にこの課題を解消するため実態調査を行い、制度整備に寄与してきたことが伺える⁽⁷⁾。また、「社会的理解」や「労働環境」に関する課題も80年代に集中し(表3)、ようやく開始された夜間保育所の存在意義を発信し、社会的役割を果たすために保母(当時)の労働環境改善に向け、実態調査に着手、奮闘していたことがわかる。

「運営」面ではモデル事業期である1980年代に制度の

不十分さを指摘する課題を多数、指摘している（表4）。夜間加算が実現した90年代以降も夜間という一般化されないニーズのため定員規模が小規模となることで経営基盤の脆弱さを招く傾向が高く、安定的な運営に必要な公費補助が課題と指摘されている。各報告書から夜間保育の利用者にはひとり親世帯（中でも母子世帯が多い）、低所得層（深夜帯の保育利用家庭に多い）、長時間保育傾向が高く、生活困窮家庭の多い現実や深夜帯の保育には気になる子どもの在籍率が高いことなどが明らかにされている。社会の中で親子の家庭生活を守るセイフティーネットとして機能している夜間保育所が安定的に質の高い保育と保護者へのサポートを地域の中で実現するためにも、存立に必要な公的支援を整備することが課題である⁽⁸⁾。

「養成・研修」についての課題も80年代の実態調査による指摘が多く、昼間保育所保母（当時）中心の養成プログラムから脱却し、夜間保育所における実習を活用することや経験交流および情報交換の場としての研修の保障が課題として提示されている。また、「保育内容」では夜間保育のあり方について保育活動の科学化を図り、夜間保育所保育指針の策定検討の必要性が1987年の報告書で示された。2003年の「夜間保育サービス指針開発事業」や2004年の「良質な夜間保育サービスの拡充に向けてマニュアル編」等はこの課題に応えるために取り組まれた事業と考えられる。また、保育の質の更なる向上が課題に挙げられているが、先述のように夜間保育所利用児は長時間保育傾向が高く、登降園時間に幅があることから保育環境や保育内容に細やかな配慮が必要である。安心して過ごせる家庭的な環境や子ども同士の主体的・対話的で深い学びを保障するような協働的な活動を時間帯も含めどう保障するか、また貧困家庭率が高いことや一日の大半を夜間保育所で過ごす子どもがいることを考慮し、保育活動の中で豊かな生活体験を保障する視点も必要と考えられる。

90年代後半から2000年代にかけては「地域ニーズ」が課題として示された。97年の児童福祉法改正による保育所措置制度撤廃に伴い利用者選択制度になったことや保育所での家庭支援の法的位置づけが明確化したことが背景となり、夜間保育所においても更なる地域ニーズに応えることが課題として示されたと考えられる。

「家庭支援」は1988年以降に生じたカテゴリである。1987年に「保育所機能強化推進費」として予算措置が開始され、1989年に創設された「保育所地域活動事業」が関係していると思われる。課題内容をみると88年は家庭基盤強化への側面的援助の推進、97年は生活状況への配慮、2000年は保護者の精神的サポート、育児意識の向上、2010年は生活支援の視点を持ったソーシャルワーク的機能強化、2019年は地域福祉、母子福祉、精神保健福祉的な視点からの子育て支援、家族支援と、貧困対策も視野に入れた行政との連携による働きかけの必要性への言及がなされている。「理念」においても2000年に入り子どもの育ちを支援する社会システムの構築、ソーシャルワーク的機能強化の体制づくり、学童保育、一時保育事業の

制度改善等が挙げられ、櫻井（2014）が指摘しているように「いわば要養護性の高い家庭が多いということへの丁寧な対応を夜間保育園は今後も果たす必要がある」ことが示されたと考えられる。以上の課題推移から夜間保育の現状として要養護性の高い家庭への支援役割が大きな課題となっている状況が確認された。

6. 総合考察

本研究は夜間保育をめぐる文献検討から、日本における夜間保育の歴史的変遷と夜間保育を取りまく環境についての論点整理を試みた。これらを受け、本研究から浮上した今後、夜間保育を考える上で重要と思われるニーズ、制度、社会環境などについて展望する。

6.1 多領域の課題の集合体としての夜間保育

CiNiiを用いて収集した文献の探索的構造化（図4）から、多領域の課題の集合体としての夜間保育の課題群が形成されている実情が明らかになった。連盟刊行文献から浮上した課題カテゴリーでは「家庭支援」が最も多く確認され、利用者の家庭状況のばらつきが多い点やソーシャルワーク的機能の強化が課題内容に示されている。夜間保育利用者層は連盟実態調査から二極化傾向にあることが明らかにされており、昼間保育所の延長型と考えられる保育ニーズ層と宿泊を含む深夜保育が必要な社会的養護ニーズの側面が強い層が混在している。育児休業制度や働き方改革等の労働環境整備、貧困問題、ひとり親世帯への社会保障等、夜間保育の土壌には多領域の課題が集積しているのが現状である。

しかし、多領域の課題が集積しているということは、一方ではそこに課題解決のリソースを投入することにより諸問題が好転していく可能性を含んでいるとも考えられる。家庭を生活基盤とした保育施設であることから、日々、保育士が保護者と対面で関係を構築し得る場である強みを活かし、関係構築の中で必要に応じて保護者自身の変容を支える社会的資源への知識を持ち情報提供を行うことや、心理的支援が十分に行える人的、空間的環境整備が他の保育施設に増して求められるといえる。生活場面の人間関係の中で、子どもの最善の利益の保障を軸とした保護者支援が行える夜間保育施設の可能性を社会全体で認識、整備することが持続可能な社会の実現に有効と考える。

6.2 「夜間保育」への葛藤

夜間保育所整備が進まない要因として、ニーズ自体が少数で経済的インセンティブが機能しない（金子、1998）、社会的認知や理解の不十分さ（山縣、1987、天久、2002）、夜間勤務へのハードル（天久、2002）、他に制度整備の問題や親支援の困難さといった点が連盟調査報告書などで指摘されていた。しかし、それらすべてがクリアされたとき、夜間保育所の量的整備が進むと考えられるだろうか。

親子の家庭生活を守るために夜間保育に従事する実践

者の中にも「夜間保育は論文においては、児童の顕著な影響はないとされている。しかし乍ら、子どもをある程度犠牲にしての施設利用は、子どもの観点からはベストではなく、ベターなものだと思える。将来、社会保障がもっともっと充実することにより、夜間保育施設のない社会が到来するよう願っている」(全国夜間保育園連盟編, 2010)、「夜は家族団欒の中で過ごしてほしいという思いもあり、いま一步踏み出しきれないという状況でしたが、夜まで働かなければ生活が成り立たない家庭があることを思うと保護者に代わって子どもを守っていくべき責任を感じ、実施の方向で取り組みました」(高良, 2014)の言にみられるように、「夜間保育」に対する葛藤が存在する。夜間保育を利用する保護者自身にも、「頭では「保育園でしっかりとみてくれている」と分かっている、「お風呂だけは」「寝るときだけは」一緒にいてやりたいと心が動く」(近藤, 2014)、「「そこまでして働くのか」という世間の視線を感じていたし、私にも迷いみたいなものはありました。(中略)働き方をセーブしては生活が成り立たない」(近藤, 2014)、「他の家庭の2倍は働かなければ生活できない中、延長保育がなければ仕事も辞めざるを得ない状況で、夜間保育園は本当に助かっている。「夜間保育園」という言葉にとっても抵抗があったが、(中略)」(全国夜間保育園連盟編, 2002)のように子どもとの生活のためであることを一番理解しつつも「夜間保育」へのうしろめたさや抵抗感のようなものが生じ、アンビバレントな感情を抱いていることがわかる。また、「市役所に行っても「だいたいそんな夜遅くまで働いて、いったいあんた何してんの?」と言われ、こんな所には住めないと思った」(全国夜間保育園連盟編, 2002)のように夜間就労、夜間保育を必要とする事情への想像力が欠如した社会の“夜間”に“おさない子どもを預ける”ことへのマイナスイメージのような「夜間保育」への安直な偏見が確認できる。

夜間保育を必要とする背景は多様で、単純にその是非を論じることはできない。しかし、子どもの生活リズムの形成や発達に悪影響が及ぼされる事態は回避しなければならない。すべての子どもが幸せに育つ社会に必要な環境として認可夜間保育所があることを理解する必要がある。

6.3 本研究の限界と課題

本研究は夜間保育をめぐる諸研究を俯瞰し、夜間保育を取りまく環境の考察を目的としてCiNiiを用いた「夜間保育」でのキーワード検索、および全国夜間保育園連盟による刊行物の分析を行った。そのため、夜間保育に関する文献のすべてを網羅できていないことや未入手の連盟刊行文献もある限界がある。しかし、夜間保育のモデル事業開始以前から現在に至る歴史的経緯を概観し、社会環境の視点からは多領域の課題の集合体として夜間保育の課題群が形成されていること、それにより夜間保育所の家庭支援役割の比重が大きくなっていること、また個人の視点からは「夜間保育」への葛藤の存在が夜間保

育をめぐる環境を構成する要因として浮上したことは、今後の夜間保育のあり方を考える上で意味のあることと考えられる。

夜間保育は夜間就労を必要とする子育て家庭の保育ニーズから子どもの最善の利益を保障するために生まれ、親子の家庭生活を維持する上で不可欠な保育施策の一つである。しかし、認可夜間保育施設が整備されず、夜間保育ニーズの大半を認可外保育施設が担っている現況は、夜間就労を要するひとり親家庭のワーキングプアの問題を考えてみても、公的な福祉が十分に整備されているとは言いがたい非常に大きな社会課題である。また、人口減少による労働力人口の問題などを考えると、これまで以上に女性が社会で働く機会が求められ、高齢化に伴う医療、看護、介護といった場面での夜間におよぶ就労増加も予想される。現代社会の子育てをめぐる課題に少子化や虐待といった問題があるが、持続可能な社会の形成を考えると、子どもを生み育てやすい社会環境、子どもが安心して育つことのできる保育環境の実現は喫緊の課題である。中でも社会動向を見据えた夜間保育の議論と環境整備は、多様な就業形態や職業種が社会を構成していることを考えると、最重要事項の一つと考えられる。

本研究を通して、夜間保育への社会的認知や理解が進まず、認可夜間保育施設がなかなか整備されない背景に夜間保育への葛藤が確認された。夜間保育への葛藤は、保護者や保育者には夜間保育への迷いや罪悪感となって生じ、社会の反応としては夜間保育への安直な偏見となって示されていた。幼い子どもが夜間に家庭外で保育を受けることは子どもがかわいそうであり、大人の犠牲になっているのではないかと、夜間保育の実施はかわいそうなど身勝手な親を増やすのではないかとといった「夜間保育」から想起される短絡的なイメージで思考を留め、夜間の就労と保育を要する現実の親子が抱える問題を受け止め、理解し、必要な環境を構築するところまで多くの人々の意識と想像力が及ばぬまま、現在に至っているところに夜間保育の現状の最大の問題点があると考えられる。つまりは“子どもがかわいそう”をたてまえに、自らに変容を迫られる状態を回避し、夜間保育を必要とする親子の現実から目を背けてきた結果、大半の夜間保育ニーズを認可外保育施設が担う状況の容認を生み出してきたのである。また、そこには子育ての責任を家庭内に収斂させる社会的風潮や子育て観の関与も予測される。

以上、夜間保育を必要とする子どもと保護者が抱える問題が置き去りにされてきた根底に、夜間保育を取りまく環境を形成する個々人の「夜間保育」への一面的な理解に起因する夜間保育への排斥感の可能性を指摘した。加えて、夜間の就労や保育の問題自体が見えにくいところにあるという側面も夜間保育への社会的理解が進まず、時間帯により享受できる保育の質に不平等が生じている現状を生み出してきた要因の一つと考えられる。

そのため、今後、子どもの最善の利益を保障するために取り組むべき課題として、夜間保育の当事者である保

護者および保育者がどのような思いを抱え、困難を感じているのか、また何を支えとし、どのような希望を抱きながら子育てと夜間就労に向き合っているのかなどを丁寧に聴き取り、明らかにすることが必要と考える。また、保護者の夜間保育をめぐる困難さの中に社会的風潮に起因する罪悪感が対児感情や親である自己意識にマイナスに作用している可能性についても検討する必要があると考える。

夜間保育を必要とする親子には多様な背景があり一様に語れないことを前提としつつも、夜間保育の当事者の声を丹念に聴き取ることから、すべての子どもの最善の利益を保障する社会環境の整備に必要なものをミクロとマクロの視点から検討、解明することが必要である。

謝辞

本研究に際し、文献の問い合わせに快く応じて下さいました文教大学名誉教授の櫻井慶一先生を始め、全国夜間保育園連盟の諸先生方に深謝申し上げます。

本論文は、その一部を日本保育学会第72回大会において発表した。なお、現在、武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科博士後期課程に在籍している。

注

- (1) 概ね7時～18時を標準的な保育時間とする昼間保育所に対し、夜間保育所は概ね11時～22時を保育時間とする保育所である。しかし、現在、約9割の夜間保育所が11時前からの早朝延長保育を実施しており、22時以降の夜間延長保育は約6割が実施している状況にある。(みずほ情報総研(2019)夜間保育の運営状況等に関する調査研究。(https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/h30kosodate2018_04.pdf(情報取得2019/4/24)参照。)
- (2) ベビーホテルとは①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上、のいずれかを常時運営している施設のことをいう。(厚生労働省(2018).平成28年度認可外保育施設の現況取りまとめ。https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/1807190001.pdf(情報取得2019/8/2)参照。)
- (3) 平成31年4月1日時点の保育所数は23,573カ所と発表されている。(厚生労働省(2019).保育所等関連状況とりまとめ。https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000544879.pdf(情報取得2019/10/24)参照。)
- (4) 信ヶ原良文(1914～1998)は夜間保育園の永遠のシンボルとされる「だん王保育園」初代園長であり全国夜間保育園連盟初代会長である。だん王保育園は第二次世界大戦終戦後に勃発した朝鮮戦争により大多数の国民生活が困窮し、各地に労働争議が相次ぐ中、1950年に開設された。1947年に成立した児童福祉法では保育時間が8時～16時頃までの8時間となっていたが、だん王保育園は開設当初から地域住民の長時間保育

の要望に応え7時～18時までを保育時間とし、1952年12月にはやむをえない子どもを対象に夜間延長保育を信ヶ原の自宅にて無給で実施し始め、夜間保育施設の必要を訴えた。だん王保育園の歴史は、信ヶ原良文(1964).夜間保育一働く婦人の権利と子どものしあわせを守って一。月間福祉,47(5),18-22、信ヶ原良文(1971).夜間保育園一児童福祉活動二十四年をふりかえって一。月間福祉,54(12),10-27、信ヶ原良文(1979).児童福祉活動三十年をふりかえる。信ヶ原良文編著。21世紀へはばたく子ら。文化出版局。159-165、信ヶ原千恵子(2014).全国夜間保育園連盟設立以前の夜間保育。夜間保育と子どもたち30年のあゆみ。櫻井慶一編。北大路書房。128-137、およびだん王保育園のHP(www.dannoh.jp)を参照した。

- (5) 同上 櫻井編(2014)の巻末に資料編として資料1:10周年記念「大会宣言」1993(2)、資料2:「倉敷宣言」2002(3)、資料3:「大阪宣言」2008(4)が収録されている。
- (6) 全国夜間保育園連盟の前身として全国夜間保育連絡協議会が結成された経緯については信ヶ原良文が「第2回 全国夜間保育所実態調査報告書一深夜保育と子どもたち一」のまえがきで記している。なお、連盟設立と役員を選出の場となった第2回全国夜間保育園集会については1984年の連盟刊行物「夜間保育所に入所している子どもの家庭およびその生活調査」の資料Ⅲ(p.108)に詳しい。また、連盟の歴史的経緯については前掲(注4) 櫻井編(2014).第7章に詳しい。
- (7) 調査結果に基づき、連盟が夜間保育制度整備に奮闘してきた歴史は、枝本信一郎(2014).熱情あふれるひがみもの集まりとして一全国夜間保育園連盟30年の歩み一。前掲(注4) 櫻井編(2014).108-123に詳しい。
- (8) 天久薫氏は夜間保育制度確立に向け、深夜固有単価設定や開所時間に合わせた夜間加算の増額、夜間学童保育の整備や夜間の一時保育、宿泊保育整備などを連盟会長として提案している。(天久薫(2018).「ベビーホテル対策」として夜間保育制度の確立を求める意見書一『夜間保育所持機児童』の解消に向けて一。https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mushouka/dai2/siryous.pdf(情報取得2019/4/20)参照。)

引用文献

- 天久薫(2002).ベビーホテルと夜間保育所。夜間保育制度発足二十周年記念誌。全国夜間保育園連盟編。42-48。
- 天久薫(2014).夜間保育とは何か。夜間保育と子どもたち30年のあゆみ。櫻井慶一編。北大路書房。2-19。
- 天久薫・安梅勅江・岡戸淳子・櫻井慶一・杉山えり子(2014).夜間保育園30年の保育をふり返り、今後の展望を語る。夜間保育と子どもたち30年のあゆみ。櫻井慶一編。北大路書房。212-226。
- 安梅勅江・呉裁喜(2000).夜間保育の子どもへの影響に関する研究。日本保健福祉学会誌,7(1),7-18。
- 枝本信一郎(2014).熱情あふれるひがみもの集まりと

- して—全国夜間保育園連盟 30 年のあゆみ—。夜間保育と子どもたち 30 年のあゆみ。櫻井慶一編。北大路書房。108-123.
- 橋本真紀 (2016)。家庭支援と保育。保育学講座 5 保育を支えるネットワーク—支援と連携—。日本保育学会編。東京大学出版会。71-88.
- 金子恵美 (1998)。夜間保育のニーズと今後の展望—夜間保育所とベビーホテル利用者の実態からみた“利用者の選択性”を確保するための課題—。日本社会事業大学研究紀要, 45, 75-91.
- 近藤亜矢子 (2014)。預けてよかった夜間保育園—保護者の気持ち—。夜間保育と子どもたち 30 年のあゆみ。櫻井慶一編。北大路書房。66-84.
- 小西祐馬 (2018)。子どもの貧困と保育。保育白書 2018 年版。全国保育団体連絡会／保育研究所編。16.
- 厚生労働省 (2018)。平成 30 年度夜間保育所の設置状況 (平成 30 年 4 月 1 日時点)。https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/H30tyousakekka.pdf。(情報取得 2019/4/26)
- 厚生労働省 (2019)。平成 29 年度認可外保育施設の現況取りまとめ。https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000522194.pdf。(情報取得 2019/7/22)
- 厚生省 (2000)。夜間保育所の設置認可等について (平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号)。www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/793.pdf。(情報取得 2018/8/12)
- 内閣府 (2010)。子ども・子育てビジョン別添 2 施策に関する数値目標。https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2011/23pdfhonpen/pdf/furoku6_3.pdf。(情報取得 2019/4/26)
- 櫻井慶一編 (2014)。夜間保育と子どもたち 30 年のあゆみ。北大路書房。
- 高良桂子 (2014)。夜間保育はもうひとつの家庭。夜間保育と子どもたち 30 年のあゆみ。櫻井慶一編。北大路書房。58-63.
- 山縣文治 (1987)。夜間保育所保母の生活と養成上の課題—昼間保育所保母との比較検討—。大阪市立大学生生活科学部紀要, 35, 339-353.
- 山縣文治 (1988)。夜間保育所の実態と課題 (第 2 回全国の認可夜間保育所実態調査から)。保育年報 明日を拓く保育を求めて。全国保育協議会編。63-68.
- 全国夜間保育園連盟 (1984)。全国夜間保育園連盟規約。夜間保育所に入所している子どもの家庭およびその生活調査。資料 IV 109.
- 全国夜間保育園連盟 (2002)。利用者「評価」360 人の声。夜間保育制度発足 20 周年記念誌。全国夜間保育園連盟編。57-72.
- 全国夜間保育園連盟 (2010)。夜間保育園連盟緊急アンケート回答。15.

(受稿：2019 年 10 月 29 日 受理：2019 年 11 月 19 日)